申請の流れ

①事前調査申込み　補助金交付希望者 ⇒ 町
「危険空家等除却費補助金交付申請事前調査申込書」を提出
↓
町による現地調査
判定基準による判定 空家対策協議会の意見 ⇒ 危険空家として認定
↓
調査結果通知 町 ⇒ 補助金交付希望者
↓
②補助金交付申請 申請者 ⇒ 町
申請書・見積書・現況写真・所有者確認書類等必要書類を提出
↓
交付決定通知 町 ⇒ 申請者
申請者は交付決定日以降、60 日以内に工事着手（事前着手は不可）
↓
③解体工事着手
建設業許可・登録を受けた解体業者が施工
↓
④工事完了
↓
⑤実績報告書提出 申請者 ⇒ 町
完了後 30 日以内又は交付決定年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで
領収書の写し、工事前後の写真などを提出
↓
補助金額確定 町が内容を審査 確定通知：町 ⇒ 申請者
↓
⑥補助金請求 申請者 ⇒ 町 請求書提出
↓
補助金交付 町 ⇒ 申請者
↓
⑦申請者は、除却後の土地について、雑草の繁茂や廃棄物の投棄が生じないよう衛生上及び防犯上の配慮のもと、適正な管理を行う。